

個人住民税

(市民税・県民税)

特別徴収の事務手引き



秦野市（県内全市町村）と神奈川県は、平成28年度より個人住民税の特別徴収を完全実施しています。

《秦 野 市》

(R4.5)

目 次

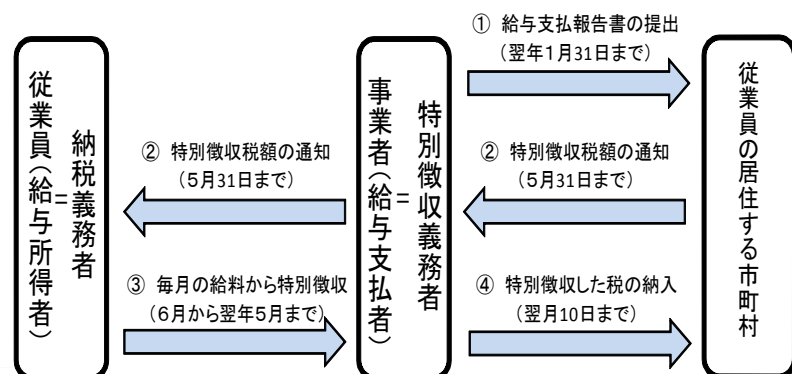
1	個人住民税特別徴収とは	1
(1)	特別徴収義務者の指定	1
(2)	特別徴収の対象になる方（納税義務者）	1
2	特別徴収税額決定通知書の送付	2
3	納期と納入方法	2
4	特別徴収税額の変更通知	5
5	従業員等に異動（退職・転勤等）があった場合 → 届出書の提出をお忘れなく	6
(1)	退職・休職等があった場合 → 異動届出書を提出	6
(2)	転勤・再就職し、特別徴収を継続する場合 → 異動届出書を提出	7
(3)	普通徴収を特別徴収へ変更する場合 → 特別徴収への切替依頼書を提出	7
(4)	事業所に所在地・名称変更等がある場合 → 所在地・名称変更届出書を提出	7
6	税額等に不服がある場合	7
7	給与支払報告書の提出	8
8	退職所得に係る住民税の特別徴収	10
9	個人住民税の特別徴収に関する Q & A	12

1 個人住民税特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（差し引き）し、従業員等に代わって、市へ納入する制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員等の個人住民税についても給与から差し引きして納めること（特別徴収）が法律等で義務付けられています。

《特別徴収事務の流れ》



従業員の方は、住民税の納め忘れがなくなりますね。



丹沢すすむ

(1) 特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者を、個人住民税の特別徴収義務者に指定します。

(2) 特別徴収の対象になる方（納税義務者）

前年中(1月1日～12月31日)に給与の支払いを受けており、かつ本年4月1日現在において、給与の支払いを受けている方が対象です。

2 特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の特別徴収期間は、6月から翌年5月までの12ヶ月です。提出された給与支払報告書とその他資料を基に税額を計算し、毎年5月末日までに下記の書類を事業所等に送付します。

- ① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- ② 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- ③ 納入書（月毎に1枚、予備分1枚、計13枚）
- ④ 特別徴収の事務手引き

《特別徴収税額の本人への通知》

事業所等に送付された「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を従業員等に配付してください。

3 納期と納入方法

従業員等の給与から「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載された税額を差し引きし、徴収月額の合計額を、同封の納入書等により、徴収した月の翌月**10日（10日が休日等に当たるときは、その翌日）までに**当市指定取扱金融機関に納入してください。**所得税と違い、税額の計算をする手間がありません。**

<当市指定金融機関>

- | | | | |
|---------|----------|--------|---------|
| ・みずほ銀行 | ・りそな銀行 | ・横浜銀行 | ・中栄信用金庫 |
| ・中央労働金庫 | ・さがみ信用金庫 | ・スルガ銀行 | ・神奈川銀行 |
| ・静岡中央銀行 | ・平塚信用金庫 | | |

上記の各本店・支店

- ・ 秦野市農業協同組合本所・支所・支店
- ・ 秦野市役所内指定金融機関派出所（本庁舎 1 階）
- ・ 指定されたゆうちょ銀行（郵便局）の店舗等（※ 1）

※ 1 ゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合

ゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合は、当市の取扱金融機関として指定しなければなりません。

「指定通知書」が必要となりますので市民税課までご連絡ください。

★納期の特例（年 2 回納入）

給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満の事業所等は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を提出し、承認を受けることによって、毎月の納入から年 2 回の納入に変更することができます。

個人住民税特別徴収税額の **6 月から 11 月までの分を 12 月 10 日までに、12 月から翌年 5 月までの分を 6 月 10 日までに**納入する「納期の特例」をご利用いただくことができます。

※ この特例は納期に関する特例になりますので、従業員等の給与からは、毎月差し引いてください。

※ 市税の滞納や最近における著しい納付遅延の事実があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。

※ 承認後、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を提出しなければなりません。

※ 申請される場合には、申請書用紙を送付いたしますので、市民税課にご連絡ください。また、秦野市ホームページ（<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000211/index.html>）からもダウンロードすることができます。

秦野市トップページ→便利ナビ『申請書等ダウンロード』→税『個人住民税の特別徴収に関する様式』

ページ最下部の「関連ファイル」内にあります。

※ 一度申請し承認を受けていれば、翌年以降も引き続き納期の特例が適用されますので、毎年申請する必要はありません。

納期限までに納入しなかった場合

納期限までに税金を納入しなかった場合は、その翌日から完納の日までの日数に応じ、納入税額（１，０００円未満の端数があるとき、又はその税額が２，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨）について年８．７％（納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については、年２．４％）の割合で計算した額の延滞金が加算されます。

また、督促状を発送した日から起算して１０日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を執行することがあります。

※ 延滞金は特別徴収義務者（事業者）が負担するものですので、従業員等から延滞金を徴収してはいけません。

また、事業者が滞納した場合は、特別徴収の対象となっている従業員等全員について、納税証明書を発行することができず、従業員等にも多大な迷惑がかかります。



4 特別徴収税額の変更通知

納税義務者の申告や市役所の調査などに基づき、通知済みの特別徴収税額を変更する場合は、改めて「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その通知書に基づいて徴収し納入してください。

その際、「納入書」については、既に送付された納入書の金額を、変更通知書に記載された金額に訂正し納入してください。

＜記入上の留意点＞

- 訂正の際は、ボールペンで記入し、枠から出ないように中央に記入してください。
- 納入書の訂正は直近の納入分のみ訂正し納入してください。
(特別徴収税額が再度変更になる可能性があるため、各月の納入前に訂正をお願いします)

＜納入書の訂正方法＞ ※領収証書・納入書・納入済通知書をそれぞれ訂正

納入書

市区町村コード 142115 口座番号 00240-6-960018 加入者名 秦野市会計管理者

指定番号 納入金額(1) 15,000

年 月 分 納入金額(2) 12,000

納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納期 年 月 日 支払日 領収日

合計額 12,000

所在地 氏名 様

(特別徴収義務者) 上記のとおり納入します。(金融機関保管)

(例) 15,000 円の納入書を 12,000 円に訂正する場合

①「納入金額(1)」の欄の金額を横線で抹消

②「納入金額(2)」の欄の「給与分」と「合計額」に変更後の税額を記入

※ 退職所得分や延滞金がある場合は、給与分と合算した金額を合計額に記入

※ 白紙の納入書(予備分)を使用する場合は、年・月分・指定番号・所在地・名称についても記入してください。

5 従業員等に異動（退職・転勤等）があった場合 → 届出書の提出をお忘れなく

従業員等に異動（退職・転勤等）が生じた場合は、すみやかに届出書を提出してください。異動の事由によって届出内容が異なりますので、下記を確認のうえ提出してください。

(1) 退職・休職等があった場合 → 異動届出書を提出

退職、休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、必ず、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに異動届出書を提出してください。

異動届出書の提出が遅れると、退職者、休職者などの税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切り替え処理が遅れる結果、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので、提出期限を厳守してください。

また、徴収方法が切り替わることを納税義務者（退職・休職される従業員等）に必ずお伝えください。

退職等の時期

○ 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切り替えとなって納税義務者本人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収《※1》していただくこともできます。

○ 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、納税義務者本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収することが義務付けられています。《※2》

（一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。）

《※1》一括徴収とは、退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から差し引いて納入する方法です。

《※2》5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

(2) 転勤・再就職し、特別徴収を継続する場合 → 異動届出書を提出

転勤・再就職し、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、異動届出書の新しい勤務先欄に必要事項を記入して次のとおりその手続きを行います。

ア 旧事業所では、「異動届出書」のうち転勤・再就職に関する部分以外の事項を記入して新事業所へ送付してください。

イ 送付を受けた新事業所では、所定の必要事項を記入して、市役所へ提出してください。

以上で、納税義務者は特別徴収を継続することができます。

(3) 普通徴収を特別徴収へ変更する場合 → 特別徴収への切替依頼書を提出

対象となる従業員等の納期限がまだ来ていない普通徴収税額については、**特別徴収への切替依頼書**を提出していただくことで、年の途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

(4) 事業所に所在地・名称変更等がある場合 → 所在地・名称変更届出書を提出

特別徴収義務者の所在地（書類送付先）・名称・電話番号に変更が生じた場合は、「**特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書**」をすみやかに提出してください。

6 税額等に不服がある場合

納税義務者は、「特別徴収税額の決定通知書」の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

本年が終わると、翌年度の準備

7 給与支払報告書の提出

事業者（給与支払者）は、毎年1月31日までに従業員等（給与所得者）が1月1日時点で居住する市町村に給与支払報告書個人別明細書、給与支払報告書総括表及び普通徴収切替理由書（普通徴収となる従業員等がいる場合）を提出します。

普通徴収が認められる基準に該当し、普通徴収を希望する場合には、その従業員等の給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由の符号（普A～F）を記入してください。

また、給与支払報告書総括表に記入した普通徴収該当人数と一致するよう「普通徴収切替理由書」に該当理由に基づく人数を記入して提出してください。なお、年の途中で退職した方についても提出してください。

※ eTAX(エルタックス/電子申告)で提出する場合には、P11を参照してください。



《普通徴収切替理由書の標準的な様式例》

普通徴収切替理由書		
市町村名	指定番号	
事業者名		

符号	普通徴収切替理由	人数
普 A	総従業員数が2名以下（下記「普B」～「普F」に該当するすべての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	人
普 B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）	人
普 C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が100万円以下）	人
普 D	給与の支払いが不定期（給与の支払いが毎月でない）	人
普 E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普 F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）、休職者	人
合 計		人

○普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。
 ○この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

総括表の「報告人員」内「16 普通徴収対象者（退職者）」、「17 普通徴収対象者（退職者を除く）」の合計人数を記入してください。

【普通徴収切替理由書の記入提出要領】（作成例）

- この普通徴収切替理由書は、当面、普通徴収を認める基準（普A～普F）を示すものです。
- 当面、普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の右側「人数」欄に、人数を記入し、給与支払報告書と併せて提出してください。
- 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。
- 普Bは、主たる給与から合算されて特別徴収となる乙欄適用者などが対象となります。
- eLTAx等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号（普B、普Cなど）を記入願います。（普通徴収切替理由書の添付は不要です。）

《提出時のつづり方》

個人別明細書
※特別徴収となります。

普通徴収切替理由書

個人別明細書
（理由書記入分）
※普通徴収となります。

→ 総括表

《個人別明細書記載例》

③	該当する符号を必ず記入してください。
	普 F

退職年月日に記載がある場合は、符号を省略できます。

e L T A X（エルタックス／電子申告）で給与支払報告書を提出する場合

該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックし、次のとおりご対応ください。

- ① 普通徴収該当理由のうち「普A 総従業員数が2名以下」に該当する場合は、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に記号「普A」を記入してください。
- ② 普通徴収該当理由の普Bから普Fに該当する従業員等がいる場合は、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に符号「普B～普F」を記入してください。
- ③ 普通徴収切替理由書の添付は不要です。

<e L T A X（エルタックス）の利用に関するお問合せ先>

地方税共同機構

【電話】

① 0570-081459

（全国一律通話料）

② 03-5521-0019

（IP電話、PHS用）

受付 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

【ホームページ】

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



エルレンジャー

退職者が出た時は…

8 退職所得に係る住民税の特別徴収

退職所得に係る個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入(特別徴収)することとされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。納入していただく市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在における住所地の市町村です。

退職所得に係る住民税は、毎月給与から差し引きしている住民税とは、区分して計算します。



(1) 納期限と納入方法

徴収した月の翌月10日(10日が休日等に当たるときは、その翌日)までに、同封の納入書等の退職所得分欄に徴収税額を記載し、当市指定取扱金融機関に納入してください。

なお、**法人の場合は納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」に退職金の内訳等の記載**も必要ですので御注意ください。

また、納入書送付不要の手続きをしている特別徴収義務者については、上記申告書の必要事項を取りまとめのうえ、任意様式にて提出してください。

【個人事業主の場合は、納入書裏面を使用しないでください。】

金融機関等は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)上、個人番号を扱うことができません。**個人事業主の場合には、納入する際に使用する納入書裏面には退職金の内訳等を記載せず、別途添付されている「金額の印字のない納入書の裏面」に退職金の内訳等を記載し、直接市役所へ提出してください。**

(2) 課税されない退職所得

- ア 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給される場合
- イ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合

(3) 税額の計算の流れ

退職所得の金額	×	税 率		＝	特別徴収税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6 %	4 %		A	B
(1 0 0 円未満切捨)						

退職所得控除額は、勤続年数に応じて定められています。



(4) 退職所得金額の計算（所得税と同額になります。）

退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1/2（1,000円未満の端数切捨て）

※勤続年数5年以下の法人役員等は、退職所得を2分の1にする措置はありません。

(5) 退職所得控除額の計算

勤 続 年 数	算 式
20年 以 下 の 場 合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には80万円）
20年を越える場合	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※障害者となったことにより退職したと認められたときには、更に100万円を加えます。



9 個人住民税の特別徴収に関するQ & A



問	質 問	回 答
1	「特別徴収」とはどのような制度ですか？	個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月の給与を支払う際に所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税を給与から差し引きし、納入していただく制度です。
2	「特別徴収」以外にどのような徴収方法があるのですか？	「特別徴収」以外の徴収方法は、「普通徴収」となります。「普通徴収」は、市町村から送付される納税通知書で、個人が年4回納付する方法です。
3	アルバイト・パートの従業員を特別徴収しなければならない理由は何ですか？	パートやアルバイトであっても、給与の支払いを受けているのであれば、すべて「給与所得者」となります。アルバイト・パートの従業員でも所得税の源泉徴収が行われていれば、原則として特別徴収の対象となります。
4	アルバイト・パートの従業員は特別徴収が困難なのですか？	以下に該当するなど特別徴収を行うことが困難な場合は、普通徴収となります。普通徴収切替理由書をご提出ください。 ・給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が100万円以下） ・給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）
5	(例外として) 特別徴収しなくても良いのはどのような従業員等ですか？	次のいずれかに該当する従業員等については、当面の間、普通徴収切替理由書を提出いただくことにより普通徴収による方法も認められます。普通徴収切替理由書をご提出ください。 ①他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者） ②給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が100万円以下） ③給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない） ④事業専従者（個人事業主のみ対象） ⑤退職者又は退職予定者（5月末日まで）

問	質 問	回 答
6	(例外として) 特別徴収しなくても良いのはどのような事業者ですか？	次のいずれかに該当する事業者については、当面の間、普通徴収切替理由書又は特別徴収実施困難理由届出書を提出いただくことにより普通徴収による方法も認められます。 ① 総従業員数が2人以下（普通徴収切替事由に該当する全ての（他市区町村を含む）従業員数を差し引いた人数）の事業者 ② 特別徴収実施のために電算システムの改修を要するなど、直ちに実施することが困難な事情にある事業者
7	従業員は家族だけなので特別徴収しなくていいですか？	家族に対して支払う給与から所得税を源泉徴収しなければならない場合は、特別徴収を行う義務があります。 ただし、常時2人以下の家事使用人（お手伝いさんなど）のみに給与を支払う場合は源泉徴収を要しないため特別徴収しなくても構いません（所得税法第184条）。 なお、個人事業主の専従者については、当面の間、普通徴収による方法も認めます。
8	従業員等数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？毎月納めるのが面倒なのですが。	【問6】の①に該当する事業所については当面の間、普通徴収による方法も認めます。普通徴収切替理由書をご提出ください。また、従業員等が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に対し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます（地方税法第321条の5の2）。
9	「納期の特例」を利用すれば、住民税の毎月の給与からの差し引きはしなくても良いのですか？	「納期の特例」は、特別徴収した個人住民税を半年分まとめて納めることができる制度ですので、毎月の給与からの差し引きは通常通り行っていただく必要があります。給与からの差し引きをした住民税を預かっていただき、年2回に分けて納入してください。
10	「特別徴収」のメリットは何ですか？	従業員の方は、住民税の納め忘れがなくなり、納税のために金融機関や市町村などの納付場所へ出向く必要もなくなります。また、普通徴収（個人納付）では年4回払いですが、特別徴収では、12ヶ月に分割して毎月の給与から差し引きされますので、納税者の1回あたりの負担が緩和されます。
11	神奈川県外から通勤している従業員等についてはどうしたらよいですか？	神奈川県外の方についても原則として特別徴収をしなければなりません。他県でも特別徴収推進の取組みを始めている市区町村が増えています。ぜひ、特別徴収をお願いします。手続きの詳細は当該市区町村にお問い合わせください。

問	質 問	回 答
1 2	特別徴収により納税した場合に、前納報奨金制度の適用はあるのですか？	前納報奨金は、普通徴収分の個人住民税を、第一期の納期限内に全期分を一括して納付した場合等に一定の割合で交付するもので、地方税法第321条第2項及び市町村の条例に基づき、一部の市町村で実施されておりますが、現在、神奈川県内で実施している市町村はありません。また、特別徴収は毎月の給与支払分から税額を差し引いて納めていただく性質上、前納報奨金制度自体がありません。
1 3	いきなり「特別徴収」をするようにと案内があったが、何か制度が変わりましたか？	特別徴収の制度は以前から地方税法等で定められており、制度が変わったわけではありません。 (地方税法第321条の4及び市町村の条例の規定)
1 4	地方税法で定められているということだが、どの規定なのですか？	地方税法第321条の3及び第321条の4に規定されています。
1 5	今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないといけないのですか？	これまでは、特別徴収していただく必要がある場合でもそれが徹底されておらず、個々の事情等により普通徴収での納付をお受けしておりましたが、法令上の規定から離れた対応につきまして、全国的に是正していく動きとなっています。
1 6	昨年と同様に普通徴収としてください。	普通徴収とすべき理由がなければ普通徴収とはできません。【問5】の①～⑤及び【問6】の①に該当する場合は、普通徴収切替理由書をご提出ください。また、特別徴収税額の決定通知書を確認後、特別徴収できないことが分かった場合には、異動届出書をすみやかにご提出ください。
1 7	これまで他の市町村から特別徴収について言われたことはないのですが？	これまでは市町村間で多少のバラツキがありましたが、今後は法令に基づき神奈川県内すべての市町村が特別徴収の完全実施を目指して取組を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問	質 問	回 答
1 8	他の都道府県では普通徴収が認められているのに、どうして神奈川県だけ特別徴収をしなければならないのですか？	特別徴収義務は法令に基づいて特別徴収義務者に指定された事業所に課せられるものですから、本来であれば指定しなければならないところです。法令に基づく特別徴収の実施を目指した取り組みは、時期の違いはあるものの全国的なものですので、他の都道府県もいずれ特別徴収となるものと思われます。
1 9	他の自治体でも同様の取扱いになるのですか？	近隣都県では、静岡県、山梨県、埼玉県等が特別徴収の推進に取り組んでいます。また、国からの特別徴収推進の要請も、税制改正説明会などの席上、依頼されているところです。
2 0	経理担当者の事務負担が増えるので、やりたくないのですが。	特別徴収の規定は、地方税法及び市町村の条例によるものなので、経理担当者の業務繁忙等を理由として特別徴収を行わないことは認められておりません。 所得税の源泉徴収は事業者が自ら計算し、年末調整事務がありますが、個人住民税の場合は市町村からの税額通知によってお知らせする金額を毎月の給与から差し引き、納入していただくものです。
2 1	経費をかけられないので特別徴収ができないのですが。	経費がかかることは承知しておりますが、個人住民税の特別徴収の規定は、所得税の源泉徴収と同じく、法令により定められた事業者の義務となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
2 2	従業員等の就退職の回数が多く、事務が煩雑となるため普通徴収としてほしい。	事務が煩雑であることのみを理由として普通徴収とすることはできません。
2 3	従業員等から普通徴収にしてほしいと希望が出されているのですが？	給与所得者は地方税法で特別徴収により徴収する旨規定されているため、従業員等の方が個々に徴収区分を選択することはできません。
2 4	特別徴収を拒否したらどうなるのですか？	地方税法第321条の5の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり地方税法第331条に基づく滞納処分を行うこととなります。また、地方税法第324条第3項の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととされています。

問	質 問	回 答
2 5	会社の中で、神奈川県は特別徴収・他県は普通徴収というように徴収方法が2通りになると、管理が困難になります。	現在、各自治体で特別徴収への完全移行を推進活動しております。制度の適用は一律にされるものであることから、全社的に特別徴収に移行していただきますようお願いいたします。
2 6	税金の徴収は市町村の義務ではないのですか？その義務を企業に押し付けないでください。	給与所得に関する特別徴収については、所得税の源泉徴収義務者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが市町村に課せられている義務です。今回は、この義務を忠実に実施することとしたものですので、ご理解くださいますようお願いいたします（地方税法第321条の4）。
2 7	事務取扱費のような補助や、事務費負担相当額の免除があってしかるべきではないですか？	個人住民税の特別徴収義務は、法律上義務付けられたもので、報酬的性格を持つ金品等を付与することは、法が特に認める場合を除き、許されないものと解されています。そのため、ご要望には応じられません。
2 8	所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか？	所得税と個人住民税では、課税の根拠となる税法が異なるため、計算方法も異なります。所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合がありますし、個人住民税が発生しなくても所得税が発生する場合があります。
2 9	「特別徴収」により納税するためにはどうすればよいですか？	毎年1月末日までに従業員等が1月1日時点でお住まいの市町村に給与支払報告書（総括表・個人別明細書、普通徴収切替理由書等）を提出してください（地方税法第317条の6）。提出していただいた給与支払報告書に基づき、市町村が税額の計算を行い、毎年5月末日までに「特別徴収税額通知書」を送付します。この通知書に従って、6月から翌年5月まで毎月の月割額を徴収して、各月の翌月10日までに納入してください。
3 0	2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員等は、どちらから特別徴収されますか？	原則として、主たる給与の支払いを受けている勤務先で特別徴収を行います。

問	質 問	回 答
3 1	給与支払報告書を提出した後、従業員等が退職、転勤・転職した場合はどうなりますか？	1月2日から5月31日までの間に退職や転勤・転職などによって給与の支払いを受けなくなった場合は、「給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書（転勤・転職の場合は、当該転勤・転職先を経由して）」を異動が生じた翌月の10日までに市町村（給与支払報告書を提出した市町村）にご提出ください。特別徴収義務者として指定した後、従業員等の異動が生じた場合も、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を同様にご提出ください。
3 2	非課税の従業員等が異動した場合でも届出が必要になりますか？	非課税の方（徴収すべき税額がゼロの方）や個人住民税を既に納入済みの方についても、異動があった場合には、異動届出書の提出が必要となりますので、異動があった月の翌月10日までに異動届出書を提出してください。
3 3	毎月の税額が途中で変わることはないですか？	従業員の方が所得税の修正手続（確定申告）などを行うと、個人住民税が再計算となり、税額が変わる場合もあります。このような場合は、差し引きが済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りしますので、それ以降は変更後の額で差し引きをお願いします。また、税額が大幅に減り既に差し引きがされた税額を還付する場合も、変更通知書をお送りします。
3 4	事業不振のため、特別徴収した個人住民税を（運転資金に回して）納期限内に納められません。	事業者が特別徴収した徴収金は、従業員等からの預かり金であり、事業資金ではありません。必ず決められた納期限内に納入してください。なお、納入すべき個人住民税を納期限内に納入しなかった特別徴収義務者に対しては業務上横領に類似するものとして、地方税法第324条第3項において罰則規定が設けられています（10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又は併科する）。

秦野市役所

〒257-8501

神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

市民税課 市民税担当（特別徴収担当）

電話 0463-82-5111 内線 2223・2224

FAX 0463-82-6793